

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
2	時計協	輸入許可	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
5. 税制						
1	日機輸	定めのないクローバック制度の適用期間	・事業売却後に経営悪化した際に、クローバック制度により経営責任を遡求して問われる期間が、欧州地域の他国と比べて相対的に長い。 また、事業売却後に売却先起因で売却事業の経営不安が表面化した際も、クローバックの期間が長いことに加えて、破産法上の刑事責任が問われるリスクがある。	新規	・クローバックの適用期間を法規上で定めて頂きたい。	
2	日機輸	デジタル課税の拙速な導入、新しい課税の仕組みの不統一・未整備	・OECDをはじめBEPSプロジェクト参加国の間で、電子経済における新たな課税措置の導入が検討され、2021年に経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意に至ったところだが、デジタル事業への新たな課税措置を独自に導入しようとする国・地域があり、その多くは売上に対する課税で、法人所得税から控除できないもの。各国で独自に課税を行うことにより、クロスボーダーで事業を行う納税者にとっては二重（または多重）課税となりがねない複雑な課税に繋がることが懸念される。 それに対して、BEPS2.0プロジェクトに関する合意における第1の柱の対象は、全世界の売上高が200億ユーロを超え、かつ税引前利益率が10%を超える多国籍企業（資源採取産業と規制対象の金融サービス業は適用除外）であり、対象となる多国籍企業においては、収入の10%を超過する利益として定義される残余利益の25%が、ネクサス（課税の根拠となる結びつき）のある市場国・地域へ配分されることになっている。	継続	・既にデジタル課税を導入している国・地域は今回の合意を受けて制度を廃止して頂きたい。 ・今後予定される各種条約、ガイダンスの公表と併せ、事業会社の意見を吸い上げるコンサルテーション他、意見表明の機会をしっかりと確保し、限られた準備期間においても実務的にも対応可能な制度設計として頂きたい。	・Italian Budget Law 2020 ・BEPS2.0プロジェクト
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	ビザ・居住許可取得手続きの煩雑・遅延	・ビザ申請に必要な書類が多く、かつ取得に非常に時間がかかるため、ビジネスに支障をきたしている。特に会社から発行する書類への公的認証の取得方法が特殊であり、わかりづらい。 家族帯同をする場合、家族のビザも渡航前に取得する必要があり更に時間がかかる。	継続	・ビザ発行手続きを簡素化及び迅速化して頂きたい。	・移民法
2	日機輸	ビザ・居住許可取得手続きの煩雑・遅延	・家族のビザ取得の際、渡航前の許可申請に時間がかかり、かつ現地入国後の警察署での居住許可も時間と手間を要する。	継続	・双方の手続きの早期化をして頂きたい。	
3	日商	長期間を要する労働許可証・滞在許可証の発行	・伊国の労働許可証（Nullaosta）・滞在許可証（Permesso di Soggiorno）の取得に要する期間が、COVID-19が落ち着いた以降も長期間を要し、出向者の業務・私生活の立上げに支障が生じている。最近のウンブリア州の工場技術者の例では、出向決定から労働許可証取得に14週間、ビザ取得に2週間、ビザ取得後入国から指紋採取ポイントに15週間（当初30週間を言われていたが、大使館・商工会のご支援により短縮）、指紋採取後滞在許可証入手に4週間、合計35週間を要した。滞在許可証を入手できない場合は、会社からの正式な給与支給ができず、健康保険証や運転免許証の申請もできない問題がある。	継続	・伊国の行政手続きの遅さは以前より問題あったが、さらに悪化している懸念がある。早期化の改善を要望する。	
4	日商	長期間を要する労働許可証・滞在許可証の発行	・現状、就労ビザの発行に必要な労働許可証（Nulla Osta）が申請から取得まで、自営業者用ビザで40日間、被雇用労働者ビザで90日間以上かかっている。 駐在員のスムーズな派遣の実現のために、労働許可証発行までの期間の短縮を希望する。	新規	・労働許可証の発行期間短縮に係わる当局への働きかけを希望する。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5	日商	居住に係る公的書類取得手続きの煩雑・遅延	・イタリアへの駐在及び居住に関わる公的書類申請手続きが極めて煩雑且つ長期間を要する。ビザ、居住許可証、健康保険証、住民IDカード、運転免許証を順に申請が必要であり、それぞれの管轄官庁への申請出頭予約に数か月掛かる事が当たり前のため、全て完了するまでに1.5年以上を要する。そのため、日本で取得した国際運転免許証の期限が途中で切れる、居住許可証取得直後に延長申請を開始せねばならないなど様々な不都合が生じている。	継続	・駐在員及び家族など一時居住者に対しては、最低限必要な書類・身分証・運転免許証など一式を短期間で取得できる特別な仕組みを検討頂きたい。	
6	日商	日本の運転免許証の接收・未返却	・イタリアでの運転免許証申請時、日本の運転免許証を接收され返却されない。日本での運転には免許センターにおいて紛失扱いで再発行申請するしかなく、ゴールド資格喪失など不都合が生じる。	継続	・日本の運転免許証を確実に返却するようイタリア官庁に要求、または日本の免許センターにて特殊事情での再発行（ゴールド免許等の資格・履歴は維持）を認めて欲しい。	
7	日商	社会保障協定の未発効	・2022年のアンケート調査において問題点として日・イタリア社会保障協定の運用の開始が遅れていることを記載したが、その後、イタリア政府の対応が進捗し2024年春には運用開始と聞いている。現在社員の伊国での社会保障費（主に年金）は会社負担としているので、この発効により会社労務費用の負担軽減となる。	継続	・運用開始にあたり、実際に混乱なくスムーズに実施されることを望む。 ・また、既納入済みの個人年金については問題なく支払われることに期待する。	
8	日機輸	社会保障協定の未発効	・社会保障協定が締結されていないため、駐在員の社会保障費は日本と駐在諸国の2重に支払う必要があるため、日系企業の負担となっている。	継続	・2国間レベルの社会保障協定の交渉を、EUレベルの交渉に引き上げる（個別交渉の必要がなくなる）。	・International Social Security Agreement
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	私的複製補償金制度	・2014年6月、新補償金政令が発効され、記録装置に課される補償金総額が増加した。特に、ハードディスクを有さないにもかかわらず記録機能を有するTVを新製品カテゴリとして定め、4ユーロ/台もの補償金を課されており、不合理である。新補償金政令（D.M.30.06.2020）により、TVのコピーライト補償金は4ユーロと確認された。業務用製品の除外は承認されたが、除外を受けるための手続きが非常に煩雑である。	継続	・現行法は不公平で非合理的ゆえ、修正されるべき。 ・不公正かつ不合理な現行法を修正すべき。 ・特にハードディスクを有さないTVについての補償金を廃止すべき。	・Law 633/1941& Implementation Decree 30.06.2020
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	医機連	規格の増加と複雑化	・規格の増加と複雑化に伴い、販売先の企業より、自社製品の対応だけで手一杯であり、弊社製造製品の法規制管理まで出来ないとのことで、販売を打ち切られたものも出てきている。	継続	・世界的な規格、法規制の統一化。	
2	医機連	規格の増加と複雑化	・地域、国によって異なった様々な規格が増えてきている上に複雑化しており、小さい企業では対応しきれなくなっている。	継続	・世界的な規格、法規制の統一化。	・MDR等
3	時計協	特異な包装規制とEUとの非連携	・容器包装の生産者に対するラベル表示義務に対して、イタリア国内法の為、欧州地域の仕様統一化できず、対応に苦慮している。	継続	・ローカル法規制でなく、EU圏内にて共通で適切な表示規制について統一化をお願いしたい。	・立法令116/2020 ・MiTE通達52445/2021
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	デジタルテレビの自動番号付けシステムのアクセシビリティ	・デジタルTVにおけるチャンネルの自動番号付けシステムのアクセシビリティに関する新しいAGCOM規制	新規	・この突出性解決案では、現在広く普及しているVODサービスの支配を排除し、ユーザー層があらゆる接続機器で簡単かつ迅速にデジタル地上波放送チャンネルにアクセスできるようにするための一連の要件の採用が想定される。	・Reg. AGCOM - n. 294/23/CONS
2	日機輸	TVのペアレンタルコントロール	・TVのペアレンタルコントロールの新たな新法によるペアレンタルコントロールシステムとエンドユーザーの情報管理の取り決め等の実施の未決定。	新規	・接続されたデバイスにはペアレンタルコントロールシステムが必要であり、家族政策省が実施を要請した関連	・DL Caivano

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					するエンドユーザー情報の取り決めも必要。これに関する実施方法は、貿易団体の議論中。	
3	日機輸	EU域内における各国国内法の差異	・ペアレンタルコントロールに関わる規制が各国で個別に法制化されたり、検討が進められている。同じ領域の事柄について加盟国ごとに異なる要件が導入または提案されているため、対応が大きな負担となっている。	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU域内で加盟国ごとにそれぞれ個別の対応を取る必要がないようにするため、EUの共通規制にして頂きたい。 ・ EU市場の障壁となるような要求とならないように配慮して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ DECRETO-LEGGE 15 settembre 2023, n. 123 Misure urgenti di contrasto al disagio giovanile, alla poverta' educativa e alla criminalita' minorile, nonche' per la sicurezza dei minori in ambito digitale. (23G00135) (GU Serie Generale n.216 del 15-09-2023)